

# 重要事項説明書

(通所介護サービス)

この重要事項説明書の後に利用契約書が綴じられていますので、ご確認ください。

「ふるさとの丘」

※本重要事項説明書のほか、静岡県介護サービス情報公表システムにアクセスして、当介護事業所の生活関連情報を検索することができます。

基本情報項目(ふるさとの丘通所介護)

記入者等

記入者名	最上谷 公治	記入年月日	(西暦)2024年 4月 1日
部署・役職	総務課長		

1.事業を運営する法人に関する事項

運営主体の法人名	福思会		法人の種類	社会福祉法人
運営主体の所在地	三島市徳倉208-1		開設年月日	(西暦)2003年7月11日
代表者氏名	福家 英也			
代表電話番号 FAX番号	電話番号	055-988-3535	FAX番号	055-988-3080
ホームページアドレス	ホームページ アドレス	○有 無	<a href="http://www.furusatonooka.or.jp/">http://www.furusatonooka.or.jp/</a>	

運営主体等が他に提供 している介護サービス ・該当項目に○印を ・本事業項目に●印を	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>●通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>○短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)</li> <li>・特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・特定福祉用具販売</li> </ul> <p>&lt;地域密着型サービス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</li> </ul> <p>○居宅介護支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問入浴介護</li> <li>・介護予防訪問看護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防居宅療養管理指導</li> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> <li>○介護予防短期入所生活介護</li> <li>・介護予防短期入所療養介護</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>・介護予防福祉用具貸与</li> <li>・特定介護予防福祉用具販売</li> <li>○総合事業通所介護</li> </ul> <p>&lt;地域密着型介護予防サービス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul> <p>○介護予防支援 ○介護予防ケアマネジメント</p>
---	--	--

サービス事業所・施設名及び所在地 (上の提供サービス 毎に記入)	サービス種別	事業所・施設名	所在地
	●通所介護	ふるさとの丘	三島市徳倉208-1
	○短期入所生活介護	ふるさとの丘	三島市徳倉208-1
	○介護老人福祉施設	ふるさとの丘	三島市徳倉208-1
	○介護予防短期入所生活介護	ふるさとの丘	三島市徳倉208-1
	○総合事業通所介護	ふるさとの丘	三島市徳倉208-1
	○居宅介護支援	ふるさとの丘	三島市徳倉208-1
	○介護予防支援	ふるさとの丘	三島市徳倉208-1
	○介護予防ケアマネジメント	ふるさとの丘	三島市徳倉208-1

2.介護サービス事業所および施設に関する事項

事業所名	老人デイサービスセンター「ふるさとの丘」	介護保険の 指定番号	2270600345
事業所の 開設年月	(西暦)2003年7月		
指定年月日	(西暦)2003年7月11日		
指定更新年月日	(西暦)2021年7月11日		
管理者の役職・氏名	勝又 真吾	交通の方法	JR三島駅北口よりタクシーにて約10分 三島駅南口より「きたうえ号」のバス利 用、「富士ビレッジ上」下車徒歩約2分
事業所の 所在地	〒411-0044 静岡県三島市徳倉208-1		
連絡先	電話番号	055-988-3535	FAX番号 055-988-3080
	ホームページ アドレス	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	<a href="http://www.furusatonooka.or.jp/">http://www.furusatonooka.or.jp/</a>

### 3.職員の体制に関する事項

職種別職員構成	管理者	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練	その他職種	計	2024年4月1日	
	1.0	1.0	2.0	13.0	2.0	1.0	20.0	現在	
常勤換算後の 専門職員数	管理者	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練	その他職種	計	2024年4月1日	
	専任	0.0	1.0	0.0	8.8	0.0	0.0	9.8	現在
	兼務	0.0	0.15	0.3	0.0	0.3	0.1	0.9	
サービス従業者1人当 たり担当利用者数	3.73人 = (定員40人) ÷ (常勤換算の専任9.8 + 兼務0.9)								
			生活相談員	介護職員		看護職員		その他	
			責任者	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
サービス従業者の直近1年間の採用者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
サービス従業者の直近1年間の退職者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
サービス従業者の平均業務経験年数			3年1ヶ月	7年4ヶ月	4年4ヶ月	7年6ヶ月	3年6ヶ月	—	—
サービス従業者の健康診断の実施の有無			○有 ・ 無						
常勤職員の所定労働時間			1週間当たり40時間						

### 4.サービス利用料に関する事項(詳細については別紙「ふるさとの丘」ご利用料金目安表によります)

令により定められた額を利用者が負担することになっています。					
利用者負担額	食事サービス	昼710円	一般入浴サービス	介助の場合53円	
		朝500円			
		夕710円			
	送迎サービス	基本利用料に含む	特別入浴サービス	53円	
	機能訓練サービス	基本利用料に含む	時間延長サービス	介護保険適用のサービス提供時間を 超過60分まで 600円 延長時間60分を超過120分まで 600円	
サービス提供体制強化加算	22円	若年性認知症利用者受入加算	120円		
「1回(1日)または1食 当たりの本人負担額」	介護保険制度の 一部負担以外の料金体系	種別	料金	種別	料金
		理髪代	実費	施設調理のおやつ代	108円
		バス・フェイスタオル使用料	190円	その他のおやつ代	実費
		オムツ代	110円	行事費	実費
		紙パンツ代	110円	おしぼり代	88円
尿取パット	55円				
送迎費用	通常の送迎実施地域(三島市、長泉町)を越えた地点から片道5km未満は無料です。				
	通常の送迎実施地域(三島市、長泉町)を越えた地点から片道5km以上は500円です。				
キャンセル料の有無 および計算方法	有 ・ ○無				
料金の支払い方法	利用者が当事業所に支払う料金の支払方法については、月毎の精算とします。毎月15日までに、前月にご利用いただいたサービス利用料金の請求をさせていただきます。この請求書受領後10日以内にお支払いしてください。支払方法は、自動振替、銀行振込、現金支払の中からご契約の際に選択してください。				
償還払いについて	あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載(あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、住所地の市区町村の窓口に出示して差額(介護保険適用部分の法令により定められた額)の払戻しを受けてください。				

5.サービスの内容等に関する事項

サービス提供日	月・火・水・木・金・土・祝日（休業日は毎週日曜日、毎年1月1日から1月3日）							
営業時間	8:00 ～ 17:00							
サービス提供時間	9:20 ～ 16:25（時間延長の有無 ○有・無）							
サービス利用可能時間帯	所要時間		サービス利用可能時間帯					
	利用者の希望時間 （おおむね2～10時間）		7:30 ～ 19:00					
送迎の状況	通常の送迎車輛の運行地域			三島市、長泉町			リフト車両有無	
	送迎車輛の形態等			ワゴン等			○有・無	
併設・単独の別	○併設型・単独型			定員		40人		
サービスの種類	○指定サービス・基準該当サービス			通所介護の種別		○一般型・認知症専用型		
要介護ごとの利用者人数 ※1	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
			18	12	9	7	1	47
事業所における業務の提携・委託の状況 ※2	種別		事業所名			電話番号		
	協力医療機関(病院)		三島東海病院			055-972-9111		
	協力医療機関(歯科医院)		芙蓉台デンタルクリニック			055-986-4818		
サービスの利用開始	<p>当事業所に電話でお申し込みください。当事業所の担当職員があなたのお宅に伺い、当事業所の通所介護の内容等についてご説明します。</p> <p>この重要事項説明書により、あなたからの同意を得た後、当事業所が通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。</p> <p>あなたが居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業所にご相談ください。</p>							
サービスの選択	<p>どのサービスを利用されるのかまたは希望されるのかについて、利用者等に選択をしていただきます。当事業所では、利用者の意思をできる限り尊重していきますので、お気軽に選択や希望を申し出てください。また、別添の要望書にご記入ください。</p>							
体調の変化	<p>・体調の確認</p> <p>サービス利用中体調の不良等(血圧160以上、体温39度以上)の訴えがあった場合は、主治医並びにご家庭に連絡いたしますので、連絡先を明確にしておいてください。特に主治医が定まっていない場合等で急を要する場合には、当事業所の協力医療機関等の指示に従った処置をいたしますのでご了解ください。</p>							
高齢者の急変について	<p>高齢者の方は日々元気で過ごされていても、機能低下等の影響や病状が悪化して突然に急変することがしばしばあります。私どもはその急変に出来る限りの対応をさせていただきますが、しかしながら万が一のことも予想されますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>							
高齢者のリスクについて	<p>高齢者のみなさんは年齢に伴う機能低下がありますので、今までの家に住んでいて生じるリスクは施設においても同じリスクがあります。転倒したり、骨折したりすることは家でも施設でも十分考えられます。実際には限られた人員配置のなかで介護せざるを得ないこと及び全ての介護サービス提供時間帯において利用者1人に対して職員1人の割合の人員体制はとれませんのでご理解をいただきたいと思ひます。又、ご家族等との情報共有の中で利用者のリスク予防策がとれることもありますのでご協力をお願いいたします。</p>							
サービス利用に当たっての留意事項	<p>・利用時間の変更 利用時間の変更あるいは延長につきましては、できる限り早めにご相談ください。</p> <p>・設備、器具の利用 当事業所の設備、器具の利用につき、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損などの行為があった場合には、自己の費用により相当の代価を支払うものとします。</p>							

※1 利用契約をしている方で、2024年3月に実際に利用した人数を計上

※2 協力医療機関がある場合や、食事等で外注サービスがある場合に記載しています。

6-1.その他に関する事項

建物設備の状況	建物の構造	鉄筋コンクリート	配置階	3階	延床面積	400.90㎡
	食堂および機能訓練室の面積	合計185.30㎡-(a) うち食堂145.30㎡ うち機能訓練室40.00㎡		利用定員当たりの面積	4.63㎡	
	シアタールーム60.55㎡、リラクゼーションルーム50.30㎡(1階)					
	静養室	94.37㎡	相談室	10.38㎡	浴室	○有・無
	トイレ	設置数	4ヶ所			一般浴対応
男女別対応		○有・無		特浴対応		
福祉用具の状況	車椅子	○有・無	杖	○有・無	歩行器	○有・無
利用を制限する場合の状況	極端な問題行動がある場合や感染症に罹患または疑いがある場合は利用することができませんのでご了承ください。					
賠償資力の確保方法	損害賠償保険へ加入(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)					
事業の目的	事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことを目的とします。					
運営の方針	事業の実施に当っては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたつてサービスの提供に努めるものとします。さらに、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るよう努めるものとします。 利用者の個人情報の取扱いについては、その利用目的を示し予め本人等の同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神にたつて、個人情報の管理等に努めます。					
理念	1. 可能な限り利用者の意思を尊重して、必要な都度介護サービスを提供していく。 2. まだあるんじゃないかと考えて、サービスを探求していく。					
尊厳保持	高齢者の尊厳保持とは、生活並びに介護サービスを提供していく上において、人権侵害がされないこと(身体拘束や虐待)、人権の基本的自由が保持されること(強制されない)、安心できる加齢の保証があること(老化現象の理解)、平等であること、持続可能な生活の質があること(質向上の取組みおよび改善の保証)、できる限り自己選択が可能なことです。 精神的および肉体的に弱体化している高齢者に対して、前述の行為が担保されることが尊厳の保持となります。また、当事業所を利用している高齢者の皆さんは積極的に社会参加をすることができないことから、できる限り社会参加のための外出の機会を設けなくてはなりません。 以上のことを理解して日々の業務を一所懸命遂行することが、当施設を利用している高齢者の尊厳保持となります。					
苦情・相談対応窓口の名称・連絡先・対応時間	事業所または法人に設置された苦情・相談対応窓口	名称⇒苦情相談窓口 担当者(最上谷公治)、苦情解決責任者(川井成之) 連絡先電話番号⇒(055-988-3535) 対応時間⇒(担当者が出勤した日の、8:30～17:30)				
	外部に設置された苦情・相談対応窓口	名称⇒第三者委員 鈴木瑞枝、大石良則 連絡先電話番号⇒(鈴木 055-986-3492)(大石 055-977-5780) 対応時間⇒(9:00～16:00程度、随時)				
	三島市介護保険課	TEL:055-983-2607				
	長泉町長寿介護課	TEL:055-989-5511				
	国民健康保険団体連合会	TEL:054-253-5590				
	虐待受付担当者	菊地 和美 TEL:055-988-3535				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応いたします。</li> <li>・苦情解決責任者・苦情受付担当者が苦情処理にあたります。</li> <li>・市区町村が行う調査に対し協力するとともに、助言を受けた場合は努めて改善するものとします。</li> <li>・苦情を申し立てたことによる差別待遇は行いません。</li> </ul>					
利用者アンケート調査、意見箱等の実施状況の有無とその結果の開示の有無	利用者アンケート調査、意見箱等の実施状況の有無	○実施あり・実施なし ↓ (西暦)2018年8月～9月に実施				
	利用者アンケート調査結果の開示の有無(上記実施ありの場合記入します)	○開示あり・開示なし ↓ 開示方法(重要事項説明書に添付)				
	第三者評価の実施状況の有無	実績あり・○実績なし ↓ (西暦)年 月に実施				
	評価機関名(上記実績ありの場合に記入します)					
	第三者評価の結果の開示の有無(上記実績ありの場合に記入します)	開示あり・開示なし ↓ 開示方法( )				

事業所の特色等 ※3	楽しい介護サービスの提供を心がけております。例えば、昼食はバイキング方式(月に1回程度)を導入したり、秋から春にかけては「鍋料理」や「すき焼き料理」を提供しています。 読書、カラオケ、スロットマシン、囲碁、将棋、マージャン、折り紙、裁縫、昼寝など利用者の皆さんに自由に参加していただけるような色々なサークル活動をご用意しています。 また、介護予防として筋力向上トレーニングマシンも導入しています。
---------------	--

## 6-2.その他に関する事項

契約の終了	(老人デイサービスセンター利用契約書における契約の終了) 第11条 利用者は、10日以上予告期間において文書で事業者へ届け出るにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。 (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。 (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。 (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。 (4) 事業者が破産したとき。 (5) 本契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。 (1) 利用者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を6ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払がないとき。 (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。 (3) 本契約締結後に利用者又は代理人等が反社会的勢力に該当したとき。 3 次の事由に該当する場合は、この契約は自動的に終了します。この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。 (1) 利用者が介護保険施設に入院または入所した場合。 (2) 利用者の要介護認定区分が非該当(要支援または自立)と認定された場合。 (3) 利用者が死亡した場合。
権利擁護	利用者の人権尊重のもとに、利用者の生活のことは、利用者自らの意思で決定することを尊重します。ただし、事理判断能力が困難な利用者には、可能な限りの援助を行うものとします。 必要に応じて成年後見人等や地域の権利擁護機関(社会福祉協議会、司法書士協会など)と連携を図るものとします。
非常災害対策	非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行います。
防災設備	自動火災報知器、非常通報装置、全館スプリンクラー設置、屋内散水栓、甲種防火戸、全館防火カーテン、防火水槽
守秘義務	従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約(誓約書)の内容としています。
事故発生時の対応	当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 当事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。 当事業所は、居宅介護サービス等の提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、通常のサービス提供行為で施設の責めに及ばない事故や、不可抗力による場合を除き速やかに対応して損害を賠償します。但し、利用者に重大な過失がある場合は賠償金を減ずるものとします。
送迎の留意事項	送迎を施設が行う場合には、日によって送迎時間が異なりますのでご了承ください。
サービス提供記録の管理状況	ケアプランや介護記録などのサービス提供記録の管理については、個別毎に管理をしています。 また、これらの記録は2年間保存します。
生活相談員	利用者からの多様な相談に対応しています。営業日の時間内に、お気軽にお申し付けください。 主な担当者は、勝又 真吾です。
開示	サービス提供記録などの開示は利用者本人からの求めに応じて、積極的に開示をいたします。
身体拘束	当事業所では身体拘束等廃止の取り組みを行っていますので、ご理解をいただきたいと思っております。
倫理綱領	全ての職員は、あらゆる法令を遵守して、当法人が社会福祉事業を有する事業であることを自覚し、利用者がより快適により安全に日々の生活が送れるようつとめなければならない。そして、利用者の人権を侵害し、虐待や身体拘束の行為を営むことがあってはならない。さらに、全ての職員は、利用者のサービスの質向上に向けた取り組みを怠ることがないよう、自らの資質向上や自己研鑽に努めなければならない。

問い合わせ及び見学	問い合わせや見学の受入は随時行っておりますのでお気軽にご利用ください。		
緊急時等における 対応方法	従業者等は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。 通所介護の提供中のあなたの容体の変化等があった場合は、速やかにあなたの主治医等に連絡をします。下記にご記入ください。		
	主治医	氏名	
		電話	
	緊急連絡先	氏名	
電話			

※当事業所を利用する前から病気や怪我などが発症していることがあります。例えば、当事業所を利用する以前に骨折していたにもかかわらず、当事業所利用後に確定診断をされる場合がありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

令和 年 月 日

通所介護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

所在地 三島市徳倉208-1

名称 老人デイサービスセンター「ふるさとの丘」

説明者

この説明書により、通所介護に関する重要事項の説明を受けました。

利用者氏名

代理人氏名

利用者と代理人の関係 : 家族の続柄など( )